特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険税賦課に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

人吉市は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

システムの運用・保守を外部業者に委託しているが、情報の不正な利用等への対策として、外部業者との間に締結した委託契約の中に、個人情報の保護及び取扱いに関する条項を含めている。

評価実施機関名

熊本県人吉市長

公表日

令和4年3月11日

[平成31年1月 様式2]

T 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	国民健康保険税賦課に関する事務
②事務の概要	【概要】 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づき、個人所得を確認し、国民健康保険税の賦課決定、賦課更正を行い、ならびに納税義務者である世帯主(擬制世帯主含む)に通知する。また、納税義務者又は被保険者からの減免申請又は軽減申請の受理及び承認又は却下の決定、ならびにその通知を行う。 【内容】 国民健康保険法、地方税法その他の地方税に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・国民健康保険税に係る税額の賦課決定又は賦課更正、ならびにその通知。 ・国民健康保険税の減免申請、軽減申請の受理及び承認又は却下の決定、ならびにその通知。
③システムの名称	Acrocity、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名
国民健康保険税賦課情報ファー	イル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1号 別表第一の16の項、30の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8項 別表第二の1及び46の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条 ③人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第二の3、4、5、6、8、20、21、22、26、30、31、33、34、37、40、41、42、43、44、46、47及び50の項 【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8項 別表第二の27、42、44及び45の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、第25条及び第26条 ③人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第二の36の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	市民部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	人吉市役所 市民部 税務課 諸税係 868-0072 熊本県人吉市西間下町118番地1 電話0966-22-2111(代表) 人吉市役所 総務部 総務課 法制係 868-8601 熊本県人吉市下城本町1578番地1 電話0966-22-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	人吉市役所 市民部 税務課 諸税係 868-0072 熊本県人吉市西間下町118番地1 電話0966-22-2111(代表)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	14年3月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しとい。個刊的和木	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価	-	5占項日証価建立け会	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 までである。 □ 1			
されている。		20° CIGC C10 C103					
2. 特定個人情報の入手(青報提 伊	ŧネットワークシスラ	「ムを通じた入手を				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワーク	ウシステムを通じた提供	供を除く。) [O]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	≤の接続	[0]	接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・日	答						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月31日	Ⅱ しきい値判断項目:1.対 象人数:いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱ しきい値判断項目:2. 取 扱者数:いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
	I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の1及び46の項 項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7項 別表第二の27、42、4	項 【情報照会の根拠】	事後	